

宇都宮短期大学附属中学校 P T A 会 則

(令和3年4月1日改正)

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は宇都宮短期大学附属中学校 P T A と称する。
第 2 条 本会は生徒の父母と教職員及び本会の趣旨に賛同するもので組織する。
第 3 条 本会の事務所は宇都宮短期大学附属中学校内に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

- 第 4 条 本会の目的は次の通りである。
1 学校、家庭、社会が不離一体となって生徒の教養を高め、その福祉を増進し、学校教育の効果を一層あげるように努める。
2 家庭教育及び社会教育の向上刷新を図る。
- 第 5 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1 生徒の教育及び体位の向上に関する事業。 2 教職員生徒の研究及び厚生福祉に関する事業。
3 学校施設の充実改善に関する事業。 4 家庭教育及び社会教育の向上刷新に関する事業。
5 生徒の補導に関する事業。 6 その他の教育の向上に関し必要と認める事業。

第 3 章 会 議

- 第 6 条 会議は総会と役員会に分ける。
第 7 条 総会は、定期総会と臨時総会とに分け、定期総会は毎年度始めに開き、臨時総会は必要なときに会長が招集する。
第 8 条 総会は次のことを協議する。
1 会務報告 2 予算決算 3 その他の必要事項

- 第 9 条 役員会は会長が招集し、本会運営上の諸般の事項を審議決定する。

第 4 章 役 員

- 第 10 条 本会に左の役員をおき、任期は1年とする。但し、重任を妨げない。

会 長	1 名	副 会 長	2 名
委 員	若 干 名	幹 事	3 名
会 計	3 名	会 計 監 査	3 名

- 第 11 条 本会に顧問及び相談役を置くことが出来る。顧問及び相談役は会長の諮問に答え意見を述べるものとする。

- 第 12 条 役員を選出は次の方法による。
1 会長、副会長、委員、幹事及び会計は役員会で互選及び推薦し総会で承認を得る。
2 会計監査は総会で互選する。

- 第 13 条 役員の仕事は次の通りとする。
1 会長は本会を代表し会務を総理し、総会及び役員会を招集し、その議長となる。
2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3 委員は諸般の事項を審議決定する。
4 幹事は本会の庶務事項を分掌する。
5 会計は本会の経理事務を管理する。
6 会計監査は本会の会計を監査する。

第 5 章 会 計

- 第 14 条 本会の会費は入会金、会費、寄付金その他の収入を以ってあてる。入会金は1世帯1,000円とし入会と同時に納入、会費は1世帯月額1,000円とする。

その他臨時に必要な経費は役員会の決議を経て徴収する。

- 第 15 条 会長及び副会長、役員任期満了なるとき感謝状と共に記念品を贈る。

- 第 16 条 慶弔規定は、別に定める。

- 第 17 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

附 則

- 第 18 条 本会会則の変更は総会の決議による。

慶 弔 規 定

- 第 19 条 本会会則第16条により次の事業を行う。
1 会員の吉凶に対する慶弔、教職員に対する慶弔。
2 前条の目的をはたすため、次の如く定める。
3 会員及び会員配偶者が死去したるとき香典5,000円とする。
4 その他の場合は、役員会で適宜に決定実施する。